

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
9月1日
(月曜日)

目次

- 告示
- 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課).....
- 区画漁業権の免許(水産振興課).....
- 定置漁業権の免許(水産振興課).....



山口県告示第四百十七号

平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十年九月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位数	区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田方川町、須佐町及び福栄村の区域に限る)阿武郡阿武町	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡阿武町)	三四・〇六	一七四・八五
橋本川	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡阿武町)	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡阿武町)	八八六・六六	二〇一・八五

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)													
大津地区	長門市	豊浦地区	下関市	厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る)	佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る)	防府市	徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る)	田布施川・島田川	光市 周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る)	熊毛	由宇川・柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町及び周東町の区域に限る)柳井市	錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡美和町の区域に限る)	玖珂郡和木町	大島地区	大島郡周防大島町
三〇・七八	一四二・六五	三五二・六九	一六二・七八	六三九・四九	二〇七・四九	二七二・五六	三三六・一六	七三〇・一四	三〇五・七五	四〇一・七一	一四八・八一	四〇一・七一	六二・〇四	一四・六五	一五五・七八	一四・六五	一〇六・二八	四八四・二八	一〇六・二八	一〇六・二八	六・九八	六・九八

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)
阿武町	萩市	長門市	下関市	宇部市	防府市	萩市	阿武町	阿武町	阿武町
四・三〇	二七・三九	一八・二八	二二・六六	〇・一一	三・九〇	〇・一一	〇・一一	〇・一一	〇・一一
宇部市	防府市	下松市	周南市	上関町	平生町	柳井市	上関町	上関町	上関町
〇・一一	三・九〇	三・二八	〇・五〇	九・〇四	〇・七二	二・〇八	九・〇四	九・〇四	九・〇四
周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町
二・五八	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八	二・五八

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)

許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)

山口県 一三四・七四

区第百二十八号	光市室積二丁目一七番一三号	山口県漁業協同組合
区第百二十九号	" " " " " " " "	地区栽培漁業協会
区第百三十号	" " " " " " " "	社団法人山口県光・熊毛
区第百三十一号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十二号	" " " " " " " "	神代漁業協同組合
区第百三十三号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十四号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十五号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十六号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十七号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十八号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百三十九号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十一号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十二号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十三号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十四号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十五号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十六号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十七号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十八号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百四十九号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百五十号	" " " " " " " "	山口県漁業協同組合
区第百五十一号	下関市伊崎町一丁目四番二四号 岩国市由宇町神東一六一一の四	山口県漁業協同組合
区第百五十二号		
区第百五十三号		
区第百五十四号		
区第百五十五号		
区第百五十六号		
区第百五十七号		
区第百五十八号	中津町二丁目一五番二五号	山口県漁業協同組合
区第百五十九号		
区第百六十号		

山口県告示第四百十九号

定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示（平成二十年山口県告示第七十八号）に係る漁業権につき、次のとおり漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定による免許をした。

平成二十年九月一日

山口県知事 二井 関成

区第百六十一号				
区第百六十二号		柱島一四一の七		柱島漁業協同組合
区第百六十三号		" " "		" "
区第百六十四号		" " "		" "
区第百六十五号		大島郡周防大島町大字小松開作六三の三		大島町漁業協同組合
区第百六十六号		" "		" "
区第百六十七号	下関市伊崎町一丁目四番二四号	" "		山口県漁業協同組合
区第百六十八号		" "		" "
区第百六十九号		" "		" "
区第百七十号		" "		" "
区第百七十一号		" "		" "
区第百七十二号		" "		" "
区第百七十三号		" "		" "
区第百七十四号		" "		" "
区第百七十五号		" "		" "
区第百七十六号		" "		" "
区第百七十七号		" "		" "
区第百七十八号		" "		" "

免許番号 漁業権者の住所及び名称

定第一号 阿武郡阿武町大字惣郷六四一の四 尾無浦大敷組合

定第二号 下関市伊崎町一丁目四番二四号 代表者 廣石芳郎

定第三号 山口県漁業協同組合

定第四号

平成二十年九月一日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

定第五号
定第六号

長門市通六七の一四
下関市伊崎町一丁目四番二四号

通定置漁業組合
組合長 内山満男
山口県漁業協同組合